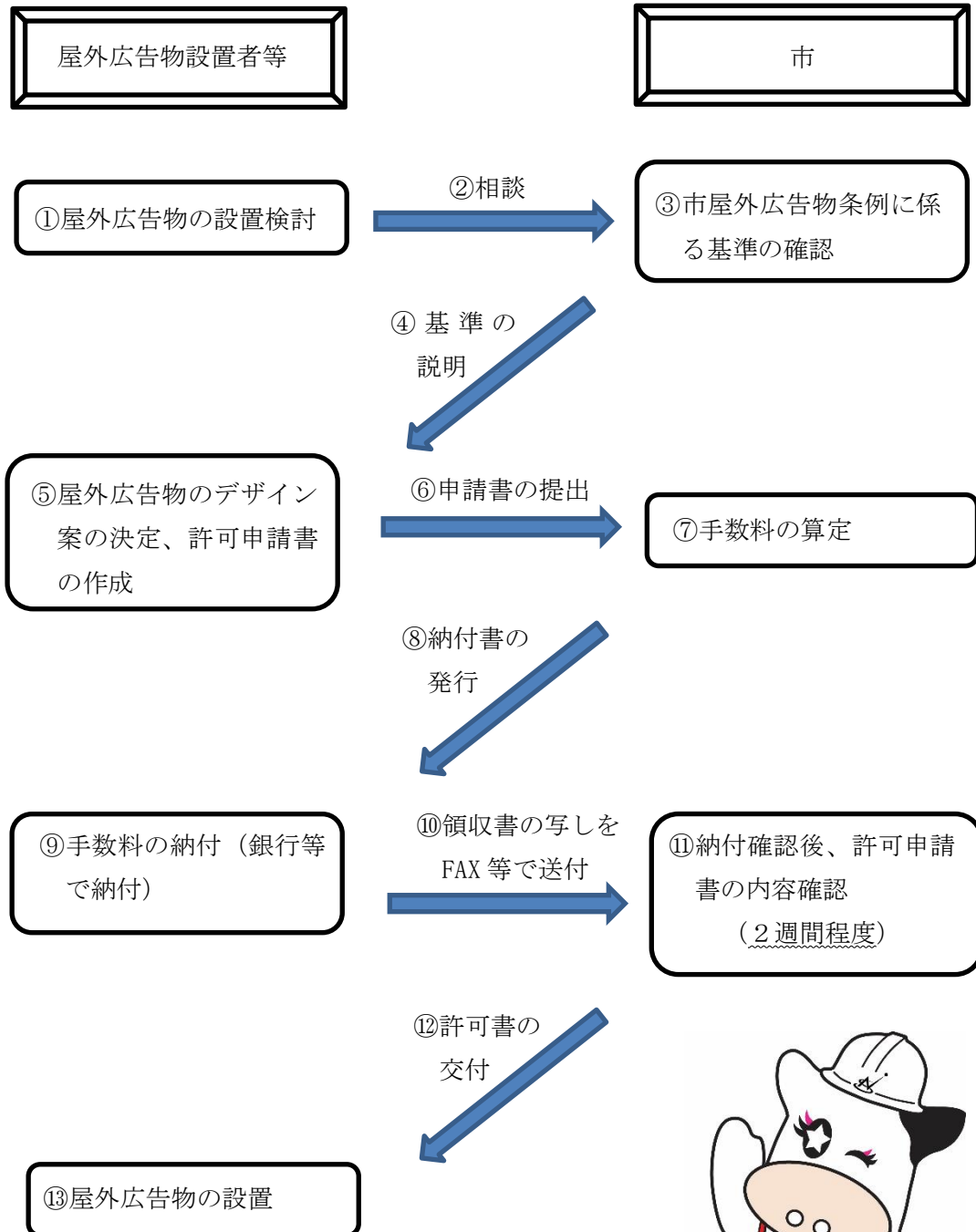


Ⅲ 手続について

1 許可申請の流れ



2 許可申請等に関する提出書類

(1) 新規許可申請

広告物の種類	車両広告物以外	車両広告物
許可申請書	屋外広告物許可申請書 (規則様式第2号)	屋外広告物許可申請書(車両広告物用) (規則様式第2号の2)
添付書類	①広告物の形状等に関する図面 ②表示又は設置の場所の位置図、平面図 ③表示又は設置の場所の使用権を証する書面 ④屋外広告物講習会を修了している等管理者の資格を有することを証する書面 ⑤申請手数料の納付が確認できる書類	①広告物の形状等に関する図面 ②広告物を表示する車両の通行経路図 ③広告物を表示する車両の使用権を証する書面 ④申請手数料の納付が確認できる書類

(2) 更新許可申請

広告物の種類	車両広告物以外	車両広告物
許可申請書	屋外広告物更新許可申請書 (規則様式第3号)	屋外広告物更新許可申請書(車両広告物用) (規則様式第3号の2)
添付書類	①広告物等の写真(点検後に撮影) ②点検者が屋外広告物講習会を修了している等管理者の資格を有することを証する書面 ③屋外広告物安全点検報告書(規則様式第4号) ④申請手数料の納付が確認できる書類	①広告物等の写真 ②申請手数料の納付が確認できる書類

(3) 変更許可申請

広告物の種類	車両広告物以外	車両広告物
許可申請書	屋外広告物変更許可申請書 (規則様式第5号)	屋外広告物変更許可申請書(車両広告物用) (規則様式第5号の2)
添付書類	①広告物の形状等に関する図面 ②表示又は設置する場所の位置図、平面図 ③表示又は設置する場所の使用権を証する書面 ④屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を有することを証する書面 ⑤広告物等の写真(点検後に撮影) ⑥点検者が屋外広告物講習会を修了している等管理者の資格を有することを証する書面 ⑦屋外広告物安全点検報告書(規則様式第4号) ⑧申請手数料の納付が確認できる書類	①広告物の形状等に関する図面 ②広告物を表示する車両の通行経路図 ③申請手数料の納付が確認できる書類

(4) 除却届出

広告物等を除却した場合は、屋外広告物除却届出書の提出が必要です。広告物が表示等をしてあった場所の写真とともに提出してください。

3 許可期間

広告物の種類	許可期間
立看板、アドバルーン、はり紙及びはり札	1月以内 ※更新することができます。
のぼり旗	1年以内 ※更新することができます。
上記以外の広告物	許可の期間の初日から起算して3年を超えない9月30日までを限度 ※更新することができます（最長3年）。

4 手数料

(1) 電柱広告、のぼり旗等

区分	単位	手数料（円）
電柱広告、のぼり旗	1本につき	310
アーチ類	1件につき	3,160
はり紙	100枚につき	310
はり札	10枚につき	520
アドバルーン	10日以内のもの1個につき	1,580
	11日以上もの1個につき	3,160

(2) 広告板、広告塔等

単位	手数料（円）	
	光源がないもの	光源があるもの
面積1㎡未満	420	420
面積1㎡以上2㎡未満	630	630
面積2㎡以上5㎡未満	1,050	1,260
面積5㎡以上8㎡未満	1,580	2,100
面積8㎡以上10㎡未満	2,100	
面積10㎡以上15㎡未満	3,160	3,790
面積15㎡以上20㎡未満	4,740	6,320
面積20㎡以上25㎡未満	6,320	7,900
面積25㎡以上30㎡未満	7,900	9,480
面積30㎡以上40㎡未満	9,480	11,000
面積40㎡以上50㎡未満	11,000	12,600
面積50㎡以上60㎡以下	12,600	15,800
面積60㎡を超える場合、5㎡毎に加算する額	1,580	1,580